

基本目標④ 安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現

地域住民が役割を理解し、互いに支えあいながら安心安全に暮らすことができる地域社会をつくり、福祉サービスやネットワークを生かし、助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

① 情報を届ける仕組みの充実

- ①多様な広報活動の充実
- ②利用者に配慮した情報提供

③ 災害時や緊急時の支援体制の充実

- ①避難行動要支援者ネットワークの構築
- ②自主防災組織の育成・支援
- ③災害見舞金の給付

⑤ 安心で快適な暮らしの確保

- ①移動手段の確保
- ②防犯活動の推進
- ③消費者被害への対策

② 権利擁護・人権擁護の推進

- ①判断の能力が不十分な人への援助
- ②男女共同参画の推進
- ③多文化共生社会形成の推進
- ④差別の解消
- ⑤個人情報の保護

④ ユニバーサルデザインの視点 に立ったまちづくり

- ①高齢者・障害者の視点に立った生活環境づくりの充実
- ②既存施設のバリアフリー化

基本目標⑤ 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化

地域福祉推進の中核的な組織である社会福祉協議会と行政が基本理念や方向性を共有することで、実践的な連携をより円滑に進め、これまで以上に地域に根ざした福祉のまちづくりを推進します。

① 社会福祉協議会との連携強化

- ①社会福祉協議会との連携
- ②社会福祉大会の運営

② 法人運営機能の強化

- ①社会福祉法人への監査指導

第4次西尾市地域福祉計画 第5次西尾市地域福祉活動計画

令和6年(2024年)3月発行

【編集発行】

西尾市 健康福祉部 福祉課
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
TEL : 0563-65-2114
FAX : 0563-56-0112

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会
〒445-0852 愛知県西尾市花ノ木町2丁目1番地(総合福祉センター内)
TEL : 0563-56-5900 (代表)
FAX : 0563-57-7800

第4次西尾市地域福祉計画 第5次西尾市地域福祉活動計画

概要版

計画の位置づけ

●「地域福祉計画」は、地域のさまざまな課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。また「成年後見制度利用促進基本計画」と「地方再犯防止推進計画」を含む計画としています。

●「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって“地域福祉を効果的に実行するための具体的な行動などについて、市民の立場から策定する計画”と位置づけています。

本計画は、市の計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の計画である「地域福祉活動計画」を一体で構成しています。

計画の期間

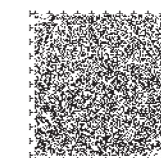
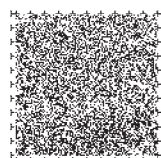
●本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

計画の推進

点検と評価を行い、計画を着実に推進します。

●地域福祉計画の点検・評価にあたっては、PDCAサイクルにより、地域福祉計画推進委員会において社会情勢や福祉施策の動向に注視しながら、それぞれの事業を担当する各課とともに事業の実施状況の点検・評価を行います。

また、地域福祉活動計画については、西尾市社会福祉協議会の地域福祉活動計画推進委員会において点検・評価を行います。



計画の基本理念・基本目標

本市は「安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり」の実現を目指して、福祉分野においてさまざまな施策・事業を展開しています。

これからの地域福祉の推進においては、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」を目指して、「地域のつながりが生み出す 誰も取り残さないまち 西尾」を基本理念として、施策を推進します。

基本理念

地域のつながりが生み出す 誰も取り残さないまち 西尾

基本目標① 「互近助」でのふれあい、支え合いの輪づくり

お互いさまの気持ちで、身近なところで助けあえるために「互近助」での交流や市民協働を、これまで以上に充実します。町内会やコミュニティをはじめ、関係団体への支援や連携強化に努めるとともに、世代間・地域住民間の交流を促進します。

1 交流活動の推進

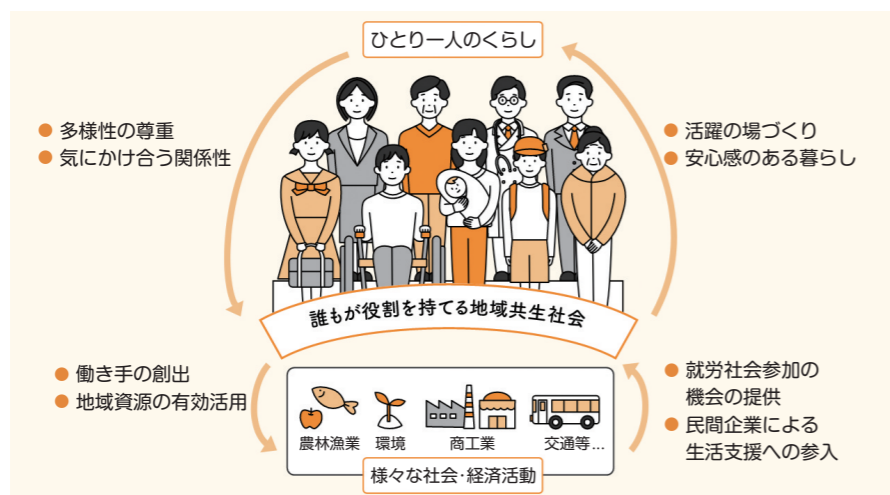
- ① 世代間交流の拡大
- ② 地域住民の交流促進と居場所づくり
- ③ 多様な主体との交流

2 市民協働の推進

- ① 協働体制の構築
- ② スキルのある担い手とのマッチング
- ③ 多様化する地域ニーズや地域課題への対応

3 各種団体等の活動支援

- ① 各種団体の支援と連携強化
- ② 民生委員・児童委員等への支援の充実



厚生労働省 地域共生社会 HP から

基本目標② 福祉人材の育成支援と福祉教育の充実

地域福祉に携わる優秀な人材の育成や定着に向け、その基礎となる福祉教育を充実させます。また、地域の福祉リーダーの養成、ボランティア活動の充実に向けた支援を進めます。

1 福祉専門職の確保育成とボランティアの支援

- ① 地域における福祉リーダーの養成
- ② ボランティア活動の啓発
- ③ ボランティア活動の充実と拠点整備
- ④ 健康・福祉専門職の確保と育成

2 福祉学習・研修の推進

- ① 学校教育における福祉教育の推進
- ② 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供
- ③ 職員の福祉に関する理解向上の推進

基本目標③ 包括的な支援体制構築と基盤整備

支援のあり方が多様化する中、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現に向けて福祉サービスを充実させます。特に一人ひとりに寄り添う相談体制と、社会的弱者への支援を充実するとともに、孤独・孤立に悩む人を取り残さず、当事者や家族が支援の声を上げやすい環境整備に努めます。そして、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していく重層的支援体制整備を進めます。

1 相談体制の充実

- ① 相談体制の充実と関係部署の連携強化
- ② 専門機関における相談支援の充実
- ③ 各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

2 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

- ① 在宅福祉サービスの充実
- ② 地域に密着したサービスの展開
- ③ サービス提供者の質の向上に向けた支援

3 地域包括支援体制の充実

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 総合事業の展開

4 支援が必要な人への体制強化

- ① 地域での見守りネットワークづくり
- ② 重層的支援体制整備
- ③ 虐待防止の推進
- ④ DV 防止対策の推進
- ⑤ 支援が必要な人に対する横断的な支援
- ⑥ 認知症対策
- ⑦ 自殺予防対策
- ⑧ 生活困窮者の自立支援
- ⑨ 子どもの貧困対策等
- ⑩ 再犯防止対策(西尾市再犯防止推進計画)

5 公共施設の活用と管理運営

- ① 福祉施設の活用と管理運営
- ② 公共施設の適正配置と効率的かつ効果的な維持管理の検討

